

令和3年度

# 茅野市 国民健康保険税について



国民健康保険税（以下「国保税」と表します。）は、国民健康保険（以下、「国保」と表します。）加入者のみなさんが病気やケガをしたときの医療費や、様々な給付を受けるときの貴重な財源となっています。みなさんが安心して医療を受けられるよう、納期限内の納付にご協力をお願いいたします。

令和3年度の国民健康保険税の概要は、下記のとおりです。



## 1 国保税の税率と算出方法について

**【税率】** ～平成30年度から据え置きです～

国保税は、下記の税率により国保加入者の加入月数に応じて月割り計算します。医療分と支援金分は、国保加入者全員にかかります。介護分は、40歳以上65歳未満の国保加入者にかかります。

		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	国保加入者の前年の総所得金額等に基づき算出します。	6.47%	1.93%	1.87%
資産割	茅野市の固定資産税が課税されている国保加入者にかかります	13.0%	6.0%	5.7%
均等割	国保加入者1人ごとの額です。	19,200円	7,500円	7,700円
世帯別平等割	世帯ごと一律にかかります。	20,000円	8,600円	6,000円

医療分：医療給付に充てる医療分

後期高齢者支援金分：75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支える支援金分

介護分：介護保険のサービスに充てる介護分

**【算出方法】** 年税額（12ヶ月間加入した場合）は、下記のA・B・Cの合計額です。  
年度途中で加入・脱退した場合は、加入月数に応じて月割り計算します。

### 【医療分】

- A 医療分年税額** = (加入者個人ごとに算出した下記の①・②・③の合計額) + ④
- ① 所得割 (2020年中の総所得金額等－基礎控除額43万円) × 6.47%
  - ② 資産割 令和3年度の固定資産税額 × 13.0%
  - ③ 均等割 国保加入者1人につき 19,200円
  - ④ 世帯別平等割 1世帯につき 20,000円
- \*今年度の年間課税の上限額は、63万円

### 【支援金分】

- B 支援金分年税額** = (加入者個人ごとに算出した下記の⑤・⑥・⑦の合計額) + ⑧
- ⑤ 所得割 (2020年中の総所得金額等－基礎控除額43万円) × 1.93%
  - ⑥ 資産割 令和3年度の固定資産税額 × 6.0%
  - ⑦ 均等割 国保加入者1人につき 7,500円
  - ⑧ 世帯別平等割 1世帯につき 8,600円
- \*今年度の年間課税の上限額は、19万円

### 【介護分】 介護分は、40歳以上65歳未満の方にかかります

- C 介護分年税額** = (40歳以上65歳未満の加入者ごとに算出した下記の⑨・⑩・⑪の合計額) + ⑫
- ⑨ 所得割 (2020年中の総所得金額等－基礎控除額43万円) × 1.87%
  - ⑩ 資産割 令和3年度の固定資産税額 × 5.7%
  - ⑪ 均等割 40歳以上65歳未満の国保加入者1人につき 7,700円
  - ⑫ 世帯別平等割 40歳以上65歳未満の国保加入者がいる世帯につき 6,000円
- \*今年度の年間課税の上限額は、17万円

**国民健康保険税（年税額） = A医療分 + B支援金分 + C介護分**

※年税額は、4月～翌年3月までの12ヶ月間加入した場合の金額です。

※年度途中で加入・脱退した場合は、加入月数に応じて月割り計算します。



## 《 納税義務者は世帯主 》

国保税は世帯単位で課税となり、世帯主の方が納税義務者となります。その為、世帯主の方が国保に加入していなくても、納税通知書等は世帯主の方宛にお送りします。



## 《 所得割 》

- ・国保に加入している個人ごとに計算します。
- ・国保に加入している方の前年1年間（2020年1月～12月）の所得に対して計算します。
- ・総所得金額等に退職所得は含みません。
- ・国保税の場合、総所得金額等から差し引かれる控除は、基礎控除（43万円）のみです。扶養控除、配偶者控除、障害者控除などその他の控除はありません。
- ・令和3年1月2日以降に転入した方は、前年中の所得の状況を令和3年1月1日時点でお住まいであった市区町村で把握しているため、当初は所得割額が算入されていない場合があります。この場合は、市が前住所地に確認し、税額が変わる場合は再度納税通知書を送付します。

## 《 資産割 》

- ・国保に加入している個人ごとに計算します。
- ・国保に加入している人で、茅野市内に土地又は家屋を所有し、固定資産税（都市計画税は除く。）が課税となっている人について計算します。
- ・共有名義になっている固定資産税についても、持分により案分して計算します。



## 《 均等割 》

- ・世帯内の国保加入者の人数で計算します。
- ・年齢や所得に関係なく、加入者ごと一律の金額がかかります。

## 《 世帯別平等割 》

- ・世帯の中で1人でも国保加入者がいる場合、加入者の人数とは関係なく一定額が加算されます。

## 《 課税限度額 》

課税限度額が決められています。医療分は年間63万円、支援金分は年間19万円、介護分は年間17万円です。それぞれこの額を超えて課税されることはありません。課税限度額は見直される場合があります。

## 《 期別納付額 》

年税額を納期の回数（通常、6月から翌年3月の10回）で割り、その金額の100円未満の端数を最初の納期に加算した金額となります。2回目以降の納期からは100円単位の均等な金額となります。年度途中で税額が変わる場合も、残りの期別について同様に計算します。

## 《 月割り計算 》

国保税は、加入月数に応じて月割り計算します。

届出が遅れた場合でも、被保険者の資格を得た月にさかのぼって計算します。

- ・退職等によって社会保険から抜けた場合、退職日の翌日の属する月から月割り計算します。
- ・転入した場合、転入した月から月割り計算します。
- ・納税義務者（世帯主）を変更した場合、世帯主変更をした月の前月までが旧世帯主分、世帯主変更した月から新世帯主分として月割り計算します。

## 《 40歳以上65歳未満の方の介護分（介護保険料） 》

40歳以上65歳未満の国保加入者は、国保税に介護分（介護保険料）を含めて納めていただきます。

- ・年度途中で40歳になる場合  
40歳になった月から月割り計算した介護分がかかります。対象者には、40歳になった月の翌月に改めて更正決定通知書と納税通知書をお送りします。誕生日が1日の人は、誕生日の前月から月割り計算します。
- ・年度途中で65歳になる場合  
65歳になる前月までの月数に基づき月割り計算した介護分がかかります。納税通知書では、あらかじめ65歳になる前の月数分で年税額を算定した後に納期の回数で分割していますので、**年度途中で納付額が減額になることはありません。**誕生日が1日の人は、誕生日の前々月までの月数に基づき月割り計算します。65歳になった月からは、介護保険料として別に納めていただきます

## 2 軽減制度について

### (1) 低所得世帯に対する軽減について

所得の少ない世帯の税負担を軽くするため、国保税の納税義務者（世帯主）及びその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が一定額以下の場合、均等割と世帯別平等割を減額する制度があります。

- ・賦課期日（4月1日）時点での世帯の所得及び加入者数により判定を行います。
- ・**軽減の判定には、国保に加入していない世帯主の所得も含まれます。**
- ・軽減判定を行う際の総所得金額等と加入者には、特定同一世帯所属者（国保から75歳に到達したことにより後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する方）を含みます。

#### 7割軽減世帯

世帯主とその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）であり、均等割と世帯別平等割を7割減額します。

#### 5割軽減世帯

世帯主とその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が43万円+（28万5千円×加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の場合、均等割と世帯別平等割を5割減額します。

#### 2割軽減世帯

世帯主とその世帯に属する国保加入者の前年中の総所得金額等の合計額が43万円+（52万円×加入者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の場合、均等割と世帯別平等割を2割減額します。

### (2) 倒産・解雇・雇止め等に対する離職軽減について

非自発的な失業により国保へ加入された方のうち、ハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」の離職理由が特定受給資格者（離職理由番号：11・12・21・22・31・32）及び特定理由離職者（離職理由番号：23・33・34）である場合、ご本人からの申請により失業者本人の前年の給与所得金額を30/100として所得割額を計算します。税務課窓口で申請が必要です。軽減期間は、離職日の属する年度の翌年度までです。

- ・高齢受給資格者（65歳以上の離職に対する一時金の給付を受けている方）や特例受給資格者（短期雇用者の離職に対する一時金の給付を受ける方）は対象となりません。
- ・仮の雇用保険受給資格者証では受け付けることができません。

### (3) その他の軽減について

- ・これまで国保加入者であった方が75歳に到達し後期高齢者医療制度へ移行したことに伴い、世帯内で国保に加入する方が1名となった場合には、最大8年間の軽減措置があります。（特定世帯・特定継続世帯）
- ・他の健康保険等の被扶養者であった方が、扶養者の後期高齢者医療制度への加入により国保に加入する場合、一定の額を減免します。（旧被扶養者減免）

## 3 公的年金からの特別徴収（年金天引き）について

世帯の中で国保に加入している方全員が65歳以上 75歳未満の世帯のうち、下記の要件に該当する方は、国保税の納付方法が世帯主の年金からの天引きに変わります。対象者にはあらかじめ通知いたします。なお、年金天引きは、お申し出により口座振替への変更が可能です。お申し出先の窓口は、高齢者・保険課 国保年金係です。

- ・世帯主が国保加入者であること
- ・世帯主の介護保険料が年金から天引きとなっていること
- ・天引きの対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせた額が1回あたりの支給額の2分の1を超えないこと

※75歳に到達する年度は、特別徴収（年金天引き）から普通徴収（納付書または口座振替）に切り替わります。

## 4 納税通知書の発送と納期限について

国保税は通常、6月を1期として翌年3月の10期まで計10回に分けて納付していただきます。6月中旬に1年間の税額と各期別（1期～10期）の税額を通知します。納期内のご納付をお願いします。口座振替の方は、各納期限にお申し込みの口座からの振替となります。

### [納期限]

1期6月	2期7月	3期8月	4期9月	5期10月	6期11月	7期12月	8期1月	9期2月	10期3月
令和3年 6/30	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27	令和4年 1/31	2/28	3/31

## 5 納税相談について

お支払いのご相談は、税務課 収税係（内線194）までお問い合わせください。

## 6 お問い合わせ先

茅野市役所 ☎（0266）72-2101  
高齢者・保険課 国保年金係（内線322）



## 国保税の計算例

4月1日現在、Sさんのお宅は3人家族で全員国保加入者です。所得、資産の状況は次のとおりです。  
 Sさん 46歳 前年の総所得 170万円 固定資産税 5万円（都市計画税を除いた分）  
 妻 38歳 前年の総所得 30万円  
 母 72歳 前年の総所得 80万円

### 【医療分】

所得割額	(Sさんの所得 170万円-基礎控除 43万円) × 6.47%	=	82,169円
	(妻の所得 30万円-基礎控除 43万円) × 6.47%	=	0円
	(母の所得 80万円-基礎控除 43万円) × 6.47%	=	23,939円
資産割額	5万円 × 13.0%	=	6,500円
均等割額	3人 × 19,200円	=	57,600円
世帯別平等割額	一律 20,000円	=	20,000円

**A 医療分合計額 190,200円**  
 (百円未満切り捨て)

### 【支援金分】

所得割額	(Sさんの所得 170万円-基礎控除 43万円) × 1.93%	=	24,511円
	(妻の所得 30万円-基礎控除 43万円) × 1.93%	=	0円
	(母の所得 80万円-基礎控除 43万円) × 1.93%	=	7,141円
資産割額	5万円 × 6.0%	=	3,000円
均等割額	3人 × 7,500円	=	22,500円
世帯別平等割額	一律 8,600円	=	8,600円

**B 支援金分合計額 65,700円**  
 (百円未満切り捨て)

### 【介護分】 ※介護分は、40歳以上65歳未満の方が該当⇒Sさんのみに対して計算します

所得割額	(Sさんの所得 170万円-基礎控除 43万円) × 1.87%	=	23,749円
資産割額	5万円 × 5.7%	=	2,850円
均等割額	1人 × 7,700円	=	7,700円
世帯別平等割額	一律 6,000円	=	6,000円

**C 介護分合計額 40,200円**  
 (百円未満切り捨て)

**国保税年税額 (A+B+C) = 296,100円**

上記年税額を納めていただく場合、期別税額は次のようになります。

年税額	1期6月	2期7月	3期8月	4期9月	5期10月	6期11月	7期12月	8期1月	9期2月	10期3月
296,100	29,700	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600	29,600

※年税額を納期数の10回で除した後の金額に100円未満の端数が生じる場合は、その端数を全て初回の納期に合算します。

⇒296,100円÷10回(1期~10期)=29,610円

1期~10期を29,600円とし、100円未満の端数10円×10回=100円を1期に合算します。  
 1期の税額=29,600円+100円=29,700円

## 国保税の仮計算表 下表にあてはめると仮計算ができます

### 【医療分】

	計 算 内 容	算 出 税 額
① 所得割 (前年の総所得金額)	{( 円) - (43万円)} × 6.47% ※ 加入者ごとに計算し合算します	円
② 資産割 (今年度の固定資産税額)	( 円) × 13.0% ※ 加入者ごとに計算し合算します	円
③ 均等割	(国保加入者 人) × 19,200円	円
④ 世帯別平等割	一律 20,000円	20,000円
<b>医療分合計</b>	<b>① + ② + ③ + ④ (100円未満切り捨て)</b>	<b>A 円</b>

### 【支援金分】

	計 算 内 容	算 出 税 額
⑤ 所得割 (前年の総所得金額)	{( 円) - (43万円)} × 1.93% ※ 加入者ごとに計算し合算します	円
⑥ 資産割 (今年度の固定資産税額)	( 円) × 6.0% ※ 加入者ごとに計算し合算します	円
⑦ 均等割	(国保加入者 人) × 7,500円	円
⑧ 世帯別平等割	一律 8,600円	8,600円
<b>支援金分合計</b>	<b>⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧ (100円未満切り捨て)</b>	<b>B 円</b>

### 【介護分】 ※介護分は、40歳以上65歳未満の方にかかります

	計 算 内 容	算 出 税 額
⑨ 所得割 (前年の総所得金額)	{( 円) - (43万円)} × 1.87% ※ 加入者ごとに計算し合算します	円
⑩ 資産割 (今年度の固定資産税額)	( 円) × 5.7% ※ 加入者ごとに計算し合算します	円
⑪ 均等割	(40歳以上65歳未満の国保加入者 人) × 7,700円	円
⑫ 世帯別平等割	一律 6,000円	6,000円
<b>介護分合計</b>	<b>⑨ + ⑩ + ⑪ + ⑫ (100円未満切り捨て)</b>	<b>C 円</b>

## 国保税年税額 (4月~翌年3月までの12ヶ月加入分)

医療分合計 (A 円) + 支援金分合計 (B 円) + 介護分合計 (C 円)	円
--	---

年度途中で加入・脱退したときは、加入月数に応じて月割計算します